

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 自動車税の収納の事務を委託した件 一九
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件二件 一九
- 道路の区域を変更する件五件 一九
- 道路の供用を開始する件二件 一九
- 随意契約の相手方を決定した件 一九
- 福島県教育委員会 一九
- 福島県指定重要文化財の指定は解除されたものとする件 一九

告 示

福島県告示第二百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第二項の規定により、地方税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十六年四月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県自動車税コンビニエンスストア収納業務
- 二 受託者の名称及び所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
- 三 収納の事務を委託する期間
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

（税務課）

福島県告示第二百四十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十六年四月一日救急病院として認定した。

平成二十六年四月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

所在地 認定有効期限

名称 福島県立南会津病院

南会津郡南会津町永田字風 平成二十九年三月三十一日

下一四一

（地域医療課）

福島県告示第二百五十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十六年四月七日救急病院として認定した。

平成二十六年四月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

所在地 認定有効期限

名称 医療法人平心会須賀川病院

須賀川市丸田町一七 平成二十九年四月六日

（地域医療課）

福島県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十六年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道福島 保原線	伊達市保原町上保原字 正地内二三番一地先か ら 同 市保原町上保原字 正地内七番一地先まで	変更前 変更後	一〇・八 一〇・八 二〇・〇	一七三・〇 一七三・〇

（道路計画課）

福島県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十六年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江 国見線	相馬郡飯館村大字佐須 字佐須二四八番一地从 ら	変更前	一一・七〇 二〇・六〇	七一・〇〇
	同 郡同 村大字佐須 字佐須二四八番一地从 まで	変更後	一一・七〇 六四・〇〇	七一・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十六年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道船引 停車場線	田村市船引町船引字五 升車一九番一〇地先か ら	変更前	一〇・〇〇 一〇・六〇	一一九・五〇
	同 市船引町船引字畑 添八三番二地先まで	変更後	一〇・〇〇 一四・〇〇	一一九・五〇

(道路計画課)

福島県告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十六年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 海老相馬 線	南相馬市原町区北泉字 浦頭四六番三地从先か ら	変更前	一三・二〇 三六・二〇	三三〇・〇〇
	同 市原町区金沢字 荒次郎三二〇番地先ま で	変更後	一八・二〇 五〇・六〇	三三〇・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十六年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道勿来 浅川線	いわき市田人町貝泊字 耕土四一番一地从先か ら	変更前	五・〇〇 一六・〇〇	二四七・五〇
	同 市田人町貝泊字 耕土七九番二地先まで	変更後	一一・五〇 二〇・〇〇	二四七・五〇

公 告

(道路計画課)

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道常磐勿来線	いわき市常磐湯本町栄田一番七二地先から 同 市常磐関船町迎一八番地先 まで	平成二六年四月二二日

福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第二百五十七号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二六年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二六年四月二十二日

(道路計画課)

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道会津若松裏磐梯線	耶麻郡北塩原村大字松原字猫小屋 山一五一番三地先から 同 郡同 村大字松原字細野山 国有林四一七林班む小班地先まで	平成二六年四月二二日

福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第二百五十六号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二六年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二六年四月二十二日

(道路計画課)

公告第127号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける河川流域総合情報システムの保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年4月22日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
河川流域総合情報システムの保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
52,056,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

(土木総務課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第三号

次の福島県指定重要文化財は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、平成二十六年三月十八日付けで史跡に指定されたので、福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第二十五条第三項の規定により、当該福島県指定史跡の指定は、同日付けで解除されたものとする。

平成二十六年四月二十二日

福島県教育委員会

名称	所有者	所有者の住所	所在の場所
流の廃堂跡	棚倉町	東白川郡棚倉町 大字棚倉字中居 野三三番地	東白川郡棚倉町大字流字東山三〇四 番地

（文化財課）